

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（文部科学省）

制 度 名	学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	税額控除の対象法人となるための要件のうち、学校法人に対する寄附実績に関する要件（パブリック・サポート・テスト）を廃止する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 2, 8 2 5 百万円 （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 人材育成の場であるとともに知の拠点であり、「新しい公共」の担い手でもある学校法人は、その設置する学校が知識基盤社会の活力を生み出す源泉であり、私立学校の教育研究活動等の推進は、わが国の将来の発展につながるものである。また、これからの大学等については産学連携や社会人の再教育等を通じ社会への貢献を果たしていくことも求められている。 また、学校法人は、近年の少子化等の影響により、経営環境の厳しさが増しており、そのような中で寄附等の多様な財源の確保を図ることにより、財政基盤を強化することが喫緊の課題となっている。 寄附文化の醸成や寄附しやすい環境を整えて個人からの寄附を促進し、安定した学校法人の運営を行うため、本措置が必要である。 (2) 施策の必要性 平成 2 3 年度の税制改正により、個人が学校法人に寄附した場合の税額控除制度が導入され、個人からの寄附を促進する環境が拡充されたところであり、税額控除対象法人数は着実に増えているところ。しかし、学校法人が同制度の適用を受けるためには、パブリック・サポート・テスト等の要件を満たす必要がある。この要件のうち、総収入に占める寄附金収入の割合が 2 0 % 以上の要件については、収入の大部分を学納金収入に頼っている学校法人の特性上、これを満たすことは極めて難しい。また、3 0 0 0 円以上の寄附を年平均 1 0 0 人以上受け入れる要件についても、学校法人には、学校種や形態、規模が異なる多様な形態があることから、特に幼稚園や小・中・高校のみを設置する小規模の法人等が要件を満たすことも非常に困難である。 私立学校は、私人の自主的な取り組みとして、その財産を投じて公の性格を有する学校として設置されたものであり、学校法人を解散する場合も残余財産は寄附者に戻されることはなく、教育活動に充てられることとなっている。また、運営について、国や地方公共団体から補助金を受けているが、収入の大半は学生・生徒からの納付金や寄附金、事業収入によるものであり、地域住民や学生・生徒、卒業生等が学校運営を支える「新しい公共」を担う公の性質を有する主体であるということが出来る。 このような学校法人の公共性に鑑みれば、過去の寄附実績に関わりなく、等しく税額控除の適用を受けることが適当であり、寄附実績に関する要件を廃止することが必要である。		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	政策目標 6 私学の振興 施策目標 6－1 特色ある教育研究を展開する 私立学校の振興																												
		政 策 の 達 成 目 標	教育の振興を図るため、学校法人については、寄附金収入等財源の多様化を促進し、その経営基盤の強化と大学等における教育研究活動の活性化を図る。																												
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	なし																												
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	学校法人の経営基盤の強化と私立学校における教育研究活動の活性化に向け、本制度を活用しつつ寄附の増加や寄附文化の醸成を図る。																												
	有 効 性	政策目標の 達 成 状 況	学校法人の経営基盤、財政基盤については、寄附金等の外部資金の活用により強化が図られているものの、近年の少子化や厳しい経済・雇用情勢も踏まえ、より一層の環境整備が必要とされている。																												
		要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	大学等を設置する学校法人（文部科学大臣所轄） 673 法人 高校以下の学校のみを設置する学校法人（都道府県所轄） 7,278 法人																												
	有 効 性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	学校法人に対する個人からの過去の寄附実績は以下のとおりであり、税額控除については導入初年度の実績であるため、今後の動向を注視する必要があるが、制度が拡充された際には、一層、寄附者や寄附額が増加するものと考えられる。 1. 寄附者数 (単位：人) <table><tr><td></td><td>H19年度</td><td>H20年度</td><td>H21年度</td><td>H22年度</td><td>H23年度</td></tr><tr><td>学校法人</td><td>219,085</td><td>197,264</td><td>142,035</td><td>－</td><td>185,783</td></tr></table> 調査対象：個人から現金寄附を受けた上記法人。入学時寄附金を除く。 調査時点：当該年度の翌年度 ※「－」については、東日本大震災の影響により、データがないものを示す。 ※平成 23 年度については現在集計中であり、平成 24 年 8 月 20 日現在の速報値。 2. 寄附額 (単位：千円) <table><tr><td></td><td>H19年度</td><td>H20年度</td><td>H21年度</td><td>H22年度</td><td>H23年度</td></tr><tr><td>学校法人</td><td>20,308,995</td><td>19,405,103</td><td>19,208,251</td><td>－</td><td>19,577,959</td></tr></table> 調査対象：個人から現金寄附を受けた上記法人。入学時寄附金を除く。 調査時点：当該年度の翌年度 ※「－」については、東日本大震災の影響によりデータがないものを示す。 ※平成 23 年度については現在集計中であり、平成 24 年 8 月 20 日現在の速報値。						H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	学校法人	219,085	197,264	142,035	－	185,783		H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	学校法人	20,308,995	19,405,103	19,208,251	－	19,577,959
				H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度																							
学校法人	219,085	197,264	142,035	－	185,783																										
	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度																										
学校法人	20,308,995	19,405,103	19,208,251	－	19,577,959																										

	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・法人から学校法人に対する寄附金の特別措置（法人税法第37条） ・個人から学校法人に対する現物寄附に係る譲渡所得の非課税措置（租税特別措置法第40条）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	（平成24年度当初予算） ・私立大学等経常費補助 3, 263億円 ・私立高等学校等経常費助成費等補助 1, 005億円
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	学校法人に対しては、①私立学校の教育条件の維持向上、②在籍する学生等に係る修学上の経済的負担の軽減、③経営の健全性の向上を通じ、私立学校の健全な発達に資することを目的として国等による助成が一部行われている。 一方で、教育等の公益的活動を行う法人が安定的・継続的に活動を行っていくためには、国等からの助成に加えて多様な財源の確保を図り、財政基盤を強化していくことが重要である。 このような観点から、寄附の確保・増加に向けた取組は、各法人が自主的に行っているものであり、現在、税額控除の対象となれない学校法人においても寄附金控除に税額控除を導入し、現行の所得控除との選択制とすることにより寄附者が寄附しやすい環境を充実することは、学校法人にとって、寄附の確保・増加に向けた各々の自主努力を支援するものとなる。 このように、国等による助成は法人を直接支援するもの、また、寄附税制は法人に対し寄附を行う国民に優遇措置を行うものとして、異なる役割を担うものであり、両者あいまって、各学校法人が健全な経営と、安定した教育の提供に資するものとして、重要な役割を果たしており、私立学校への補助を規定する私立学校振興助成法においても、国又は地方公共団体による助成の規定と並んで学校法人が寄附金の募集を容易にできるよう国又は地方公共団体による税制上の措置を講ずるよう努めることを規定している。 私立学校振興助成法（昭和五十年七月十一日法律第六十一号）（抄） （税制上の優遇措置） 第十五条 国又は地方公共団体は、私立学校教育の振興に資するため、学校法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置等必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

		学校法人等に対する個人の寄附に関する所得控除による税制優遇措置の適用実績は、平成22年分において、寄附者が22万6千人、寄附金控除額が272億円と多くの適用実績がある。また、適用者数は年々増加の傾向が見られる。 政府においては、平成23年度税制改正により寄附金控除について税額控除制度を導入し、現行の所得控除との選択制とした。本制度では特に草の根の寄附の促進が期待でき、要件を見直すことにより更なる寄附実績の拡大や寄附文化の醸成を図ることができる。 (特定公益増進法人等に対する個人の寄附に係る所得控除の適用状況) <table><tr><td></td><td>H17 年度</td><td>H18 年度</td><td>H19 年度</td><td>H20 年度</td><td>H21 年度</td><td>H22 年度</td></tr><tr><td>適用者数 (万人)</td><td>15.6</td><td>18.4</td><td>20.4</td><td>20.8</td><td>20.1</td><td>22.6</td></tr><tr><td>所得控除額 (億円)</td><td>269</td><td>362</td><td>304</td><td>336</td><td>259</td><td>272</td></tr></table> 出典：国税庁「平成22年申告所得税標本調査」 (公益法人等に対する個人の寄附等に係る税額控除の適用状況) <table><tr><td></td><td>H23 年度</td></tr><tr><td>適用者数 (万人)</td><td>25.0</td></tr><tr><td>税額控除額 (億円)</td><td>50</td></tr></table> ※「公益法人等に対する個人の寄附等」とは、「政党等寄附金特別控除」、「特定震災指定寄附金特別控除」、「認定NPO法人寄附金特別控除」及び「公益社団法人等寄附金特別控除」を指す。 出典：国税庁「平成23年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」		H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	適用者数 (万人)	15.6	18.4	20.4	20.8	20.1	22.6	所得控除額 (億円)	269	362	304	336	259	272		H23 年度	適用者数 (万人)	25.0	税額控除額 (億円)	50
	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度																							
適用者数 (万人)	15.6	18.4	20.4	20.8	20.1	22.6																							
所得控除額 (億円)	269	362	304	336	259	272																							
	H23 年度																												
適用者数 (万人)	25.0																												
税額控除額 (億円)	50																												
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	平成24年6月末現在で、文部科学省所轄学校法人673法人のうち231法人が税額控除対象法人となっている。また、都道府県所轄学校法人7,278法人のうち、70法人が税額控除対象法人となっている。 (参考) 公益法人等に対する個人の寄附等※に係る税額控除については、平成23年度実績において、適用者数25万人、税額控除額50億円となっている。 ※「公益法人等に対する個人の寄附等」とは、「政党等寄附金特別控除」、「特定震災指定寄附金特別控除」、「認定NPO法人寄附金特別控除」及び「公益社団法人等寄附金特別控除」を指す。																											
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—																											
	前回要望時の達成目標	教育の振興を図るため、学校法人については、寄附金収入等財源の多様化を促進し、その経営基盤の強化と大学等における教育研究活動の活性化を図る。																											

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成 24 年 6 月末現在で、文部科学省所轄学校法人 673 法人のうち 231 法人が税額控除対象法人となっている。また、都道府県所轄学校法人 7, 278 法人のうち、70 法人が税額控除対象法人となっている。
これまでの要望経緯		平成 24 年度税制改正要望を行った結果、平成 24 年度税制改正大綱（平成 23 年 12 月 10 日閣議決定）において、「どの程度の数の法人が税額控除の対象となっているかの実績や、要件を満たすことができない法人の状況等を検証し、各法人の規模や特性を踏まえた要件等の見直しについて検討を行うこと」とされた。